

各私立高等学校等設置者 様

鹿児島県総務部学事法制課長

令和5年度鹿児島県私立高等学校等奨学給付金について（依頼）

本県の私学行政については、平素より格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、私立高校生等を対象に標記給付金の事業を実施しています。

ついては、貴校において保護者等が鹿児島県内に在住する在校生(高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者で、全ての保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者又は家計急変による経済的理由から非課税世帯に相当すると認められる世帯)に対して、別添「令和5年度奨学給付金のお知らせ」を配布くださるようお願いいたします。

なお、当該お知らせの配布に当たっては、申請日や証明書等(高等学校等就学支援金申請時に学校等へ提出した課税証明書等以外)の日付が受給認定の基準日である令和5年7月1日以降となる必要がある点を周知してください。

また、各高等学校等におかれては、別添「私立高等学校等の事務担当者の方へ」を参考の上、保護者等からの申請書を取りまとめいただき、下記により御提出くださるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 取りまとめる保護者等からの申請書等
  - (1) 私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)
  - (2) 口座振込申出書(第2号様式)及び振込口座の通帳の写し
  - (3) 奨学給付金委任状(第3号様式)※学校徴収金と相殺を希望する場合
  - (4) 受給する世帯区分に応じた添付書類※ 取りまとめに当たっては、申請漏れがないよう高等学校等就学支援金の申請状況等との御確認をお願いします。
- 2 高等学校等が作成する書類
  - (1) 奨学給付金受給申請一覧表(第4号様式)
  - (2) その他(必要に応じて)
- 3 提出方法
  - 1及び2共に鹿児島県総務部学事法制課へ郵送で提出してください。なお、2-(1)については、郵送に併せて電子データを次のアドレス宛てに送信してください。  
E-mail : [gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp)
- 4 申請期限
  - 一次：令和5年9月15日(金)
  - 二次：令和5年10月31日(火)家計急変世帯(7月2日以降)：随時(最終受付：令和6年2月29日(木))  
※一次申請期限以降、二次申請期限までに申請した場合、給付金の支払いは12月以降となりますので、ご注意ください。  
※保護者等から学校への提出期限 令和5年8月31日(木)
- 5 申請書類の入手方法
  - ・鹿児島県のホームページからダウンロードできます。  
ホームページアドレス  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html>
  - ・郵送を希望される場合は、鹿児島県総務部学事法制課私立学校係にその旨を御連絡ください。

【問合せ・提出先】

鹿児島県総務部学事法制課私立学校係 東中尾  
住所：〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10-1  
TEL：099-286-2146  
FAX：099-286-5508  
E-mail：gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp